

| | | | | |
|---|---|---|------|------------|
| 一応供覧 | 文書類 | | 保存年限 | 1 3 5 10 永 |
| 議長 | 局長 | 書記 | 主任 | 担当 |
|  |  |  | | |

田

1号様式

令和8年2月10日

津南町議会議長 風巻 光明 様

議席番号 8番

議会議員 江村 大輔



一般質問の通告について

令和8年2月26日開会の第1回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

記

| 質問事項 | 質問の要旨 | 答弁を求める者 |
|-----------------------------------|---|---------|
| 1. ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の委託先選定について | <p>(1) 令和6年8月6日の第4回臨時会において委託先は何を基準に決定するかという議員の質疑に対して当時の総務課長は専門的な知見をどう持っているかしっかり確認したうえで委託先を決めたいたしていたが、業務委託契約を締結したのは臨時会の翌日であった。議会への提案より前に委託先は決まっていたのではないか。</p> <p>(2) 運営管理支援業務は随意契約で行われたが、令和7年3月定例会の私の一般質問時に町長答弁で資金の拠出や運営・管理、改修、工事会社、資産管理、融資する銀行これらを含めた中で立て直しを描けてやれるのは国内で4社から5社に限られ、そのような中で複数の意見を聞いて業者を選定したとしていた。国内に4社から5社あるのであれば、相見積</p> | 町長 |



| | | |
|---|---|-----------|
| <p>1. ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の委託先選定について（続き）</p> | <p>を取得できたはずだが、なぜ相見積を取らなかったのか。</p> <p>（3）業務の相手先の選定では、町長は答弁で信頼できる人に紹介してもらい、会社を訪問し業務実績を踏まえて信頼できると判断し、必要な手続きを踏んで決定したとしていた。また副町長からは町財務規則に則って行い、競争入札には適さないとのことで随意契約して1社に決めた。その理由として①今後、町として検討を行う際に専門的見地から調査、分析、提案、支援を包括的に行うこと、②大事な事として情報の取扱いについて慎重に取り扱う必要があるため随意契約としたと答弁があった。今回のニュー・グリーンピア津南民間譲渡に係る詳細な情報を契約していない第三者が知っていた事実はあるか。</p> <p>（4）サヴィルズ・ジャパン株式会社とシテニューワ法律事務所は誰の紹介だったのか。</p> <p>（5）上記（1）～（4）の一連の実態に問題は無いのか。</p> | |
| <p>2. ニュー・グリーンピア津南譲渡・移行等支援業務委託の議会での当局答弁と実態の違いについて</p> | <p>（1）議会から申し入れたサヴィルズ・ジャパン（株）への支払いを答弁通りに行う申入れに対する回答書で2025年9月30日に締結した契約期間の延長に関する覚書に基づき、契約書締結後にサヴィルズ・ジャパン（株）への支払い手続きを行うと</p> | <p>町長</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>2. ニュー・グリーンピア津南譲渡・移行等支援業務委託の議会での当局答弁と実態の違いについて (続き)</p> | <p>しているが、覚書にはただし書きがあり、2026年3月31日までに売買契約書が乙の非によらず締結されなかった場合は、甲は乙の支払い手続きに応じるものとする」と記載されている。現在の状況を鑑みると契約書の締結まで行かずに委託料を支払うことになるのではないかと。</p> <p>(2) (1) のただし書きの部分は議会へは10月10日に質疑事項の回答書に記載されているのみで知らされていなかった。7150万円の予算審議の際の説明や答弁とも明らかに異なるが、議会への説明、住民への説明責任をどう考えているか。</p> <p>(3) 譲渡・移行等支援業務委託契約書の第4条委託料の(1)及び契約期間の延長に関する覚書の第2条委託料(2)に甲と譲渡者、譲渡者と甲との記載がある。両書面の甲は津南町であり、譲渡者も津南町である。この表現に間違いは無いのか。</p> <p>(4) ただし書きの部分を削除して当初の答弁通り民間譲渡が完了して最後に支払う、購入価格が町に支払われたのちに委託料を支払うという記載の追加と譲渡者の記載の変更をサヴィルズ・ジャパン(株)と覚書または再契約を締結できないか。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|------------|
| <p>3. ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡までに行う事項とスケジュールの変更について</p> | <p>(1) 水源地の分筆は行ったが、水路の分筆登記もしなければならぬと考える。水路の分筆登記は行わないのか。行わない場合の理由は何か。</p> <p>(2) 現在の状況では3月中に町民への説明会の開催を含め土地の範囲など譲渡内容を確定して契約を結び民間譲渡を完了することは難しいが、津南高原開発との契約を3か月または6か月延長することはできないか。</p> | <p>町 長</p> |
|--|---|------------|